

昭和戦前期広島市の町と市民の様相

―草津南町を例として―

石川 遥 (広島市公文書館歴史資料専門員)

はじめに

戦時下の日本を考える上で、銃後のあり方、そのなかでも当時の人々の生活について同時代の資料を踏まえて明らかにすることの意義は大きい。しかし、戦時中の文書類の多くは、震災等により失われ、当時の社会の全容解明に制約を加えている。特に広島市は、昭和二〇(一九四五)年八月六日の原爆投下による壊滅的な被害で当時の文書のほとんどを失っており、研究を一層困難にしている。

こうした状況で、広島市公文書館所蔵の「草津南町総代資料」は、昭和初期の広島市内の様子を明らかにする上で非常に有効な資料群と言える。当初草津町南組とも称された草津南町(現広島市西区草津南)は、草津本町、草津東町、草津浜町と共に草津町を構成した町の一つであり、草津町の合併に伴い昭和四年から広島市となった。昭和五〇十三年の南町の戸数は、表1に示すとおり三〇〇戸ほどで、草津町の四町で一番多かったようである⁽¹⁾。

広島市では、明治維新後も近世以来の伝統を継ぐ町総代(町世話役)が町ごとに任意で選ばれており、町内の自治を担った。市はそれを市政運営において利用するため、明治二八(一八九五)年から町総代名簿に登録させ、さらに大正八(一九一九)年三月には町総代事務費補助規則・町総代設置準則によりこれを制度的に確立して、市当局からの諸達・通牒の周知に当らせた⁽²⁾。昭和十五年九月に内務省から「部落会町内会整備要領訓令」が出されたことで翌年三月に町総代の制度は廃され、広島市町内会、隣組が設けられるに至った⁽³⁾。

草津町でも同様の制度が明治四二年から施行され⁽⁴⁾、各町に一人ずつ置か

(単位：戸)

表 1 草津南町戸数変遷表

年	昭和 5 年 11 月	昭和 8 年 12 月	昭和 9 年 2 月	昭和 9 年 12 月	昭和 11 年 12 月	昭和 13 年 12 月
町費負担	275	293	292	295	-	-
空家	-	24	-	26	-	-
合計	-	317	-	321	323	315

* 資料①：「昭和 5 年度南町費賦課表」、資料②：「昭和 8 年 12 月末日現在戸数調」、「昭和 9 年 2 月 17 日戸数調査表」、資料③：「昭和 9 年 12 月末日現在戸数調」、資料④：「戸数調査二関スル件」、資料⑤：「戸数調査ノ件」

れた町総代が、広島市との合併後に草津町域全体で草津町総代連合会を結成したほか、広島市全域の総代から成る広島市町総代連合会に属した。また、総代の下で活動した町役員には、副総代、会計に加え、町の中をさらに分割した区ごとに選出された評議員(区長とされることもある)が置かれた。草津南町では、七の区に対し八人の評議員が任命されていた(後に戸数増加により九人に増員⁽⁵⁾)。

「草津南町総代資料」は、地理的に市の中心部と離れた地区の資料群だが、当時広島市域であったことから、他にほとんど残されていない昭和初期に市から出された通知文などの文書類がまとまった状態で伝えられた貴重なものである。昭和戦前期の広島市内の様相を明らかにするにあたり、市民生活と非常に密接した町総代の資料は恰好の材料と言える。その中でも、総代の職務に関する文書を綴った事務書類綴は、草津町が広島市と合併した昭和四年～五年の「南町書類綴」⁽⁶⁾(資料①)をはじめとし、昭和九年の「事務書類」⁽⁷⁾(資料②)、十年の「事務書類綴」⁽⁸⁾(資料③)、十二年の「事務書類綴」⁽⁹⁾(資料④)、十四年の「町事務書類綴」⁽¹⁰⁾(資料⑤)の計五点がある(本稿でこれらの事務書類綴を挙げる際は、「資料①」のように略記する)。

本稿の目的は、草津南町を例として、これまでほとんど明らかにされてこなかった戦時体制へと移行していく昭和初期の広島市域の様相を、当時の町運営と市民との関係から考察することである。最初に資料①～⑤に含まれる収支報告書を分析し、草津南町の会計予算の推移から当時の町運営で重視された事業を明らかにする。続く第二章では、そうした行政側の指向性に対する市民(町民)の実態を検証していききたい。

表3 草津南町表彰費積立金特別会計一覧表

(単位：円)

款項名	昭和9年度	昭和10年度	昭和11年度	昭和12年度	昭和13年度	
収入	表彰費積立金	50.00 (50.00)	82.52	64.01 (64.01)	114.52	166.61 (166.61)
	繰越金		32.52	14.01 (14.01)	64.52	116.61 (116.61)
	本年度積立金	50.00 (50.00)	50.00	50.00 (50.00)	50.00	50.00 (50.00)
	利子	1.00 (0.43)	1.00	1.00 (0.51)	1.00	2.00 (3.92)
	合計	51.00 (50.43)	83.52	65.01 (64.52)	115.52	168.61 (170.53)
支出	表彰費	51.00 (83.52)	83.52	65.01 (0.00)	115.52	168.61 (91.15)
	合計	51.00 (83.52)	83.52	65.00 (0.00)	115.52	168.61 (91.15)

*資料②～⑤の中の収支報告書から作成。款項名のうち項名を字下げする。なお、款の下に1項目しかなく、款と同じ名目の「利子」と「表彰費」の項名は省略する。決算額がわかる年度については、()内に決算額を並記する。

第一章 昭和戦前期の草津南町会計
 本章では、資料①～⑤に収支報告書が残されている昭和五年度～十三年度の期間につき、予算を中心に草津南町の会計の推移を分析する。町の予算のなかで多くの金額が割かれている、あるいは金額が増加傾向にあることは、

この時期に重要とされた事業と判断する指標になり得ると考えられる。すなわち、町会計の推移から、草津南町で重きを置かれていた事業を明らかにし、当時の広島市域にあった町の運営の指向性を考察したい。次の表2、表3に、同時期各年度における草津南町の一般・特別会計をまとめた。

歳入の主となるのは、町民から各戸の等級に応じて徴収する町費である。これについて、資料①中の「南町町費徴収二関スル通知」⁽¹¹⁾によると、昭和五年度は一戸平均額二元とし、戸数二七〇戸につき総額五四〇円を予算として計上した。その結果、負担額の最高は年額七円六〇銭、最低は十八銭となりこれらを四月と十月の年二回町民から徴収した。

このように、町費はこれを負担する戸数の増減などに応じて一戸当たりの賦課額が調整されたため、年により変動が生じた。実際に、昭和九年度町費は二八五戸に平均一円八〇銭として計上されたが、昭和十年度予算では二九〇戸に対し一戸平均二元二〇銭と

して計上したため、一年で一二五円も増額している。この増額の背景には、昭和十年度の神社費(前年比三〇円増)や草津町総代連合会負担費(一戸当たり五銭増)の増額、防護分団負担費二回分を補う必要があったと考えられるが、以降少なくとも昭和十三年までこれに近い額が賦課された。表1を見ると、戸数がほぼ横ばいなのにも関わらず、一戸あたりの額が増しており、昭和五～十三年の間で町民の負担は増加傾向にあったと言える。

なお、昭和十二・十三年度には会計の規模が極端に大きくなっている。これは、町有土地を道路用地として売却したこと、町有施設(南座)の敷地、建物その他を売却したことによる収入があったためである。この時、歳入額の急増に合わせて歳出の基本積立金額が調整された。

歳出で明らかに増加傾向にあるものとして、まず負担金が注目される。負担金は、神社費(昭和五年度は補助費)、市連合会(広島市町総代連合会)負担金(昭和九年度)、町連合会(草津町総代連合会)負担金、連絡会(己斐方面各種団体連絡会)負担金(昭和九年度)、防護分団(広島市防護分団)負担金(昭和十年度)、神輿修繕費負担金(昭和十二年度)の六項目に分かれている。ここで一際多くの額が計上されているのが、八幡神社⁽¹²⁾に納める神社費である。神社費は、草津出張所に報告した町ごとの氏子戸数に応じて、毎年度指定の額を町が負担したものである。土地売却により歳出額が極端に拡大した昭和十二年度、同十三年度を除き、神社費が歳出に占める割合は約十七～二十七%と突出しており、物価上昇の影響もあってかその額も増加傾向を見せている。

昭和五年に八幡神社が総工費(予算額)二万八八〇七円九四銭として社地の拡張、新社殿建築を実施した⁽¹³⁾際も、町からの補助費と別に氏子からの寄付を募ったが⁽¹⁴⁾、それも昭和六年には完成している⁽¹⁵⁾。歳出で神社費が大きな割合を占めた背後には、社殿改築以外の事情があったと考えられ、恐らく当時の神社崇拜の奨励と関係があったと推測される。

戦前の日本では、国家神道の下に天照大神を祀る伊勢神宮を総本山とする神社崇敬が奨励された。特に、昭和十二年九月に近衛内閣が内閣告諭号外、内閣訓令号外で「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」を掲げて国民精神総

表 5 昭和 13 年度衛生組合決算一覧 (単位：円)

款項名	金額	備考
繰越金	32.60	12 年度繰越金
市補助金	6.77	
町補助金	60.00	
合計	99.37	
西部衛生組合連合会費	6.77	
衛生展関係費	21.62	
衛生展事業費	20.53	
尽力者慰労費	1.09	草津、古江校の先生 4 人、西署部長慰労費
町葬香典	2.50	4 回 (6 人) 分
記念品代	20.70	
前組長記念品代	15.00	
記念品代	5.70	2 人分
表彰費積立金	13.00	別会計。13 年 7 月 10 日委員会議で決議
その他	10.89	
立看板、立札代	3.50	衛生週間立看板代 (町 2 か所)、立札代
組合員名簿新調代	4.00	前組長より帳簿引継ぎ時紛失のため
消耗品費	0.89	罫紙、白紙、封袋、ゴムバンド
衛生委員会合雑費	2.00	会合の茶菓、土産菓子代
注射分損額	0.50	
合計	75.48	

*資料⑤：「昭和 13 年度決算報告書」を元に作成。項目の分類は筆者による。

優待費の増額の背景には、当時の物価上昇という経済的影響に加え、昭和六年九月の満州事変により対外情勢が緊迫化し、海外派兵が拡大したことなどの影響から、草津町の応召者・入営者も増加

したためと考えて良いだろう。特に、同十二年七月七日の盧溝橋事件を契機として日中戦争が全面化すると、入営者の数も一挙に増加し⁽²⁰⁾、昭和十三年度の優待費額も著しく増加している。

動員運動を展開すると、神社参拝をはじめとする敬神崇祖の徹底がより強力に図られた。広島市でも「国民精神総動員広島市民実行要目」⁽¹⁶⁾が策定され、その第一項目に「敬神尊祖ノ觀念ヲ深メ毎日皇太神宮並ニ宮城ヲ遥拝シ神仏並先祖ノ靈ニ礼拝スルコト」、第二項目に「機会アル毎ニ神仏ヘ国威宣揚出征將兵ノ武運長久ヲ祈願スルコト」と、最初の二項目で神社崇敬に関わる内容が掲げられた。町会計における神社費の比重の大きさも、こうした国、県市の施策方針などの社会的状況による影響を強く受けてのことであろう。

神社費のほかに、優待費(軍人優待費)も歳出においてその額を大きくしていた。他村の役場文書に残る「軍人優待」の例を見ると、出征軍人の軍服費、饑別・見舞金、家族への慰問金等に当てられていることがわかる⁽¹⁷⁾。草津南町でも、収支報告書の備考に「入退営者優待費」とあり、在郷軍人会

の軍服調整費の補助金請求書⁽¹⁸⁾、入営兵士祝賀会費の領収証⁽¹⁹⁾などがあることから、入営・退営の際に贈る金品、送迎の祝宴会経費などであったと考えられる。

草津南町の歳出予算においても、表彰に係る支出が占める割合は少なくなかった。昭和五年度・八年度に事務費として計上された表彰費は、昭和九年度から地方改善費と名称を変え、同時に積立金として「表彰費積立金」の項目が新たに計上された。その用途は町功労者等の表彰とされ、項目の新設後、毎年五〇円が積み立てられた。特別会計とされた各年度の表彰費については、表 3 のとおりである。

もう一方の衛生組合は、防疫のための市民組織として結成され、衛生知識の普及、環境改善、伝染病予防に効果を上げた。広島市でも市制施行以来組合数が増加し、昭和十一年時点で二八九の組合、計八万四〇〇〇人を超える組合員がいたとされる⁽²⁵⁾。草津南町の衛生組合は、昭和四年末頃に設置されたようである⁽²⁶⁾。資料⑤の昭和十三年度の決算報告書による衛生組合会計の内訳は、表 5 のとおりである。この年度は衛生展、記念品の贈与、新たに始まった表彰費積立などへの支出額が多くを占めており、展覧会等による衛生知識の普及、広報に加え、記念品や表彰によって人々の意識向上を図ることに力を注いでいたことがうかがえる。

さらに、補助費の内訳を見ると、在郷軍人会などの団体への補助費が一定額を維持していた一方で、青年学校⁽²¹⁾と衛生組合への補助費が増加している。青年学校の教育目的は、徴兵年齢に達するまでの間軍隊の予備教育を授けることにあり⁽²²⁾、実際学校には銃器等が備え付けられていた⁽²³⁾。当初は希望者のみが在籍したが、これを義務制にすべきとする議論が日中戦争を契機に進展し、昭和十三年七月の教育審議会答申を経て、翌十四年四月の青年学校令改正により青年学校義務制が実施された⁽²⁴⁾。草津南町の補助費も、こうした軍の予備教育を強化しようとする行政側の企図が絡んで増額したと思われる。

ていたことを示唆すると考えられる。同時期、草津南町だけでなく、広島市も町政・市政の功労者、篤行者、事変功労者（出兵者家族の慰問、歓送迎、^{じゅぶせい}恤兵に功績がある者）、兵士を多く出している家族の調査を行い、しばしばそうした市民に対する表彰を実施した⁽²⁷⁾。国内外の情勢に不安と緊張が高まる最中、市・町の施策や、盧溝橋事件後では特に戦争に対して、人々の意識を高め、「模範的」とされた姿を他に喧伝、宣揚する効果を企図したのであろう。

ここまで、昭和五年度～十三年度の草津南町会計の推移から、当時同町で重要視された点を考察した。草津南町の歳出で高い割合を占めたのは、当時国家的に信仰の徹底が推進された神社への負担金であった。また、時局を反映した軍人優待費、さらに、青年学校と衛生組合への補助費も年々増加の傾向を見せており、その他に町功労者等の表彰に関する経費にも多くの予算が充てられていた。これらの項目の意味合いを考えると、信仰や教育、意識の宣揚といった市民の精神、思想に関わる事業への支出が大きな比重を占めていたことを指摘できる。

では、そうしたはたらきかけを受けた側の市民は、どのような姿勢を示していたのだろうか。次章では、当時の人々の動向を見ていく。

第二章 町内会成立以前における市・町の統後施策と市民の実像

神社、青年学校、さらに優待費と表彰の形で推奨された軍人後援といった、多くの費用を割いていたそれぞれの事業に対し、市民（町民）はどのような姿勢を見せていたか、資料①～⑤に残された文書から以下に検討する。

草津南町の町民にとって特に関わりが深かった神社は、この地域の氏神にあたる八幡神社と、市内中心部に位置した広島招魂社（後の護国神社）であった。この二社は、氏神祭⁽²⁸⁾、例祭⁽²⁹⁾、祈年祭⁽³⁰⁾、新嘗祭⁽³¹⁾といった恒例の祭礼だけでなく、応召される兵士の入退營奉告祭⁽³²⁾、支那事変（日中戦争）に関する武運長久祈念等祭祀⁽³³⁾、反英広島市民大会⁽³⁴⁾など、度々軍事的性格の大きな催しの場にもなった。また、「敬神思想涵養用印刷物」として昭和十年に広島県が「三大祭の話」と題する小冊子を草津南町各戸に配布させたほ

表6-1 全国及び広島県での神宮大麻・暦頒布率

	昭和7年		昭和9年	
	大麻	暦	大麻	暦
全国平均	50.1%	9.7%	52.8%	9.7%
広島県	21.7%	4.5%	28.7%	(全国平均到達)

*志屋村役場文書 179「庶務往復文書綴」：昭和8年11月6日付「神宮大麻及暦頒布二関スル件」、同 182「庶務一件」：昭和10年11月5日付「神宮大麻及暦頒布二関スル件」

表6-2 草津南町神宮大麻・暦頒布数

	昭和10年		昭和12年	
	頒布数	頒布者数	頒布数	頒布者数
大麻	126 冊	82 人	220 冊	174 人
暦	120 冊	76 人	58 冊	12 人
大麻・暦		44 人		46 人
合計		202 人		232 人

*資料③：昭和12年12月29日付「大麻及び暦頒布の初穂料について」、〔神宮大麻及び暦拝戴状況〕、資料④：昭和12年12月29日付「大麻・暦頒布数」より作成

か⁽³⁵⁾、紀元節や「興亜奉公日」（昭和十四年九月一日から実施）でも参拝を呼びかけるなど、国、県、市から様々な機会での神社参拝が奨励された⁽³⁶⁾。

さらに、そうした敬神思想の普及を担う一端として、神宮大麻と神宮暦の配布があった。神宮大麻は家庭の神棚で祀る伊勢神宮の御神札であり、神宮暦は東京帝國大学（現東京大学）の東京天文台で編纂し、神宮神部署で刊行していた当時唯一の「正暦」とされた暦本である⁽³⁷⁾。広島市内でも当然この神宮大麻と神宮暦の頒布が奨励され、神社関係

者からのみならず、広島市からも毎年各町総代へ頒布促進と各戸への普及徹底を目指すよう指示していた。それというのも、表6-1に示すとおり、当時広島県の神宮大麻・暦の頒布成績は、全国平均を大きく下回り、順位にすると大麻の頒布は昭和七・九年ともに全国で四〇位台（四五位・四二位）に止まっていた（暦は昭和七年で三五位）⁽³⁸⁾。

草津南町での頒布状況については、昭和十年と昭和十二年の数字のみ残っており、その内訳は表6-2のようになる。表1の戸数を踏まえると、昭和十年時点での大麻・暦頒布率はともに四割程度で全国平均には届かなかったが、広島県の平均割合を上回っていた。だがその二年後には、暦は半分以下に急減した一方で、大麻が一〇〇近く増加し、七割に及ぶ頒布率となり、頒

布者数も三〇人増という成果を挙げた。同じ時期の広島県、全国の数字の動きが明らかでないため全体の傾向を把握できないが、考え得る大幅な増加の要因として、この年から展開された国民精神総動員運動がある。

前章でも触れたように、国民精神総動員運動では伊勢神宮をはじめとする神社崇敬の徹底が重要な柱とされた。特に各家庭の神棚に奉祀して伊勢神宮を信仰する大麻の頒布率が二年間で急増したのも、この運動の成果を出すために市町が一層力を入れたためであろう。しかし暦の頒布数を見ると、同時には増加しておらず、むしろ急落している。このことは、真にこの運動が市民に浸透した訳ではなく、義務的に一方を選択していた状況を暗示すると言えないだろうか。

また、国民精神総動員運動が開始されて間もない昭和十二年十月二六日、市民の神社巡拝に対して、次のような通知が広島市から各町の正副総代宛てに出された。

【資料一】⁽³⁹⁾

今次事変ニ当リ出動将兵ニ対スル武運長久祈願ノ為神社ニ参拝スルハ、敬神思想昂揚ノ点ニ於テ極メテ機宜ノ処置ニ候得共、多数ノ者ガ連日休業シ、広大ナル区域ニ亘リ神社ヲ巡拝スルコトニ因リ、生業ニ支障ヲ来シ、且ツ不本意ナガラ巡拝ニ加ハル者アルガ如キニ至リテハ、却ツテ敬神ノ本旨ニモ戻リ⁽⁴⁰⁾銃後支援ノ実ヲ失フノ虞ナシトセズ、依ツテ巡拝ノ方法ニ付テハ相当考究ノ上、真ニ将兵ノ武運長久ノ祈願ヲ行フコトニ努メシメ、斯ノ如キ実行ヲ一般ニ強要スルガ如キコトナキ様御指導相煩度、尚此ノ際氏神社ノ意義ヲ明ラカニシ、氏神社ヲ中心ニ敬神ノ念ヲ一層高調シ、銃後支援ノ実ヲ拳ゲシムル様御配慮相煩度其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之、此段申進候也

冒頭で述べられているように、日中間での戦争により多くの兵士が大陸へ動員されていったこの時期、兵士らのため武運長久祈願として神社参拝が推奨された。しかし、そこで多数の者が仕事を休んで広範囲な神社巡拝をした

ことで、生業への支障や不本意ながらの参拝が行われたことを問題視し、一般にこうした参拝を強要することのないよう指導し、かつ広範囲の神社を巡拝するよりも氏神社への信仰へ一層力を注ぐよう町総代らに求めたことが読み取れる。

ここで「多数ノ者」が行ったとされる巡拝とは、個別のものより、地域や同業者などの集団規模でのものを特に述べているようである。故にそのなかで、「不本意ナガラ巡拝ニ加ハル者」がいたり、参拝を強要する例があったりという問題が起こり、市としても看過できない状況があったのだろう。

先に触れた神宮大麻の配布数の急激な増加についても、当時行政側は神社関連の取組に力を注いでいた。特に国民精神総動員運動の開始後、時に生業など生活に影響を及ぼす事態が生じたと思受けられる。一方で、市民も概ねこれらに従っていたが、神宮大麻と暦の頒布数に極端な開きが生じ、巡拝の過熱による参拝強制を市が諫める事態に至った。これらのことから、行政の指示に沿った地域的な動きのなかで、それに従う市民らの中には少なからぬ「不本意」の意識が形成されていた実態を知ることができる。

次に、草津町の青年学校について見ていく。市内の青年訓練所(青年学校の前身)への入所率は昭和九年で六割、翌十年で七割ほどであったとされ、授業料は徴収されなかった⁽⁴¹⁾。通常の授業以外にも、在郷軍人会との出征軍人の門標配布、武道大会、陸軍記念日の防空演習実施、慰問状発送などの活動が見られ⁽⁴²⁾、軍事的な性格が濃く現れている。

銃器類も備えられていたが、草津青年学校は昭和十三年末の倉庫火災で銃器、背囊、⁽⁴³⁾軽機ラッパなど教材用具一切を焼失し、その後生徒及び職員、並びに町民からの寄付、広島市からの援助(修理費七二二円支出)により、九一年半までに再びそれらを揃えた⁽⁴⁴⁾。この生徒からの寄付に関して、資料⑤の「草津連絡会通信」二月号と「草津青年学校々報」二月号によると、生徒たちが一人一円以上の寄付を申し出たことで、職員らもそれに感激し俸給の一部を寄付する決定をしたとある。こうした「美談」からすると、生徒側も青年学校の運営に積極的な姿勢を示していたと解釈できる。

先述のとおり、昭和十四年四月一日から青年学校が義務化された。資料⑤

表7 昭和14年草津町青年学校出席日数別一覧

	1月	2月	3月	10月	12月	
授業日数(日)	7	7	10	8	9	
出席日数別生徒数(人)	0日	9	14	6	18	8
	1日	8	4	7	15	7
	2日	4	7	6	7	5
	3日	9	7	5	10	7
	4日	19	11	4	10	7
	5日	12	11	6	8	10
	6日	17	14	9	9	4
	7日	38	46	10	14	17
	8日			8	57	18
	9日			10		55
10日			41			
生徒数(人) (入退学者含)	116	114	112	148	138	
出席率(%)	67.36	68.17	68.57	63.09	72.30	
入学/退学(人)	2/4	4/8	0/5	5/12	5/8*	

*資料⑤:「青年学校々報」1月号～3月号、10月号、12月号より作成。
出席率は、各月の出席数合計を全生徒分の授業数合計で割って算出。
※同月の退学者には、「入営」によるためと記録された者2人を含む。

の「草津青年学校々報」には各月の生徒の出欠状況が掲出されており、出席の日数別に生徒数をまとめると表7のようになる。各月とも七割近くの出席率を維持していた一方で、ほとんど出席していない者も義務制実施前後共に一定数いた。出席率は義務制になった後の十月でむしろ低下したが、十二月には約10%も上昇した。

こうした授業への出席や銃器類復旧のための寄付などから考えるに、青年学校の対象となる青年たちの多くは、軍の予備教育にあたるこの制度に従順な態度であったことがうかがえる。さらに、昭和十四年末の出席率上昇は、この前後のデータが不足しているため十分な比較検討ができないが、日中戦争の長期化と緊迫を増した国際情勢のなかで、軍の予備教育機関としての青年学校の重要性が一層認識され、義務制の徹底が図られたためではないかと推し量られる。

入営前の青年を教育した青年学校だけでなく、実際に戦争に動員された軍人たちにの後援も軍事的な面での重要な事業であった。満州事変以降の功労

者として、「出動軍人、傷病痍軍人並其遺家族等二対シ歓送迎、恤兵、慰問、慰霊等」につき模範となる者が表彰された⁽⁴³⁾ように、兵士の歓送迎、慰問が当時強く奨励されていた。

草津町も、入退営当日の見送り・出迎え(昭和十四年一月から退営兵士の出迎えを廃止)と国旗掲揚を各戸に呼びかけただけでなく、その後で町単位の祝賀会を開催していた。この祝賀会には、兵士の家庭の経済格差を考慮することと、個別の歓送迎が「一般に華美に流れ殆ど競争的に行はれて居る様な状態」を抑制する目的があった⁽⁴⁴⁾。日中開戦前の昭和九年、「入営並入団祝賀会」が会費五〇銭で開催され、「今回八南町ヨリノ入営者例年ヨリモ多数ニ付祝賀会ヲ一層盛大ナラシムル為」に、多くの会員(参加者)を募るよう町総代から通達を行った⁽⁴⁵⁾。ただし、この時の会員は四〇人で、各戸一人ずつ出席したとしても、草津南町全戸の約十三%に止まった⁽⁴⁶⁾。

なお、こうした町単位での祝賀会を開催しても、懸念されていた華美な歓送迎を抑止するには至らなかったようである。翌十年の年始と年末には、過度に豪華な歓送迎を控え、質素な歓送迎とするように草津南町総代、草津町総代連合会、広島市役所が度々町民らに求めていた。市・町も、緊縮と節度を求める時勢に反した華美な祝賀会に対して度重なる指導を要したことがわかる。

同年十二月十日には、改めてこうした事態の改善に向け、草津町総代連合会が草津町・庚午町合同の送別会を主催し、その案内と同時に、「本年ヨリ模範的ノ歓送ヲ致シタイ」と歓送方法の徹底に関する印刷物を出した⁽⁴⁷⁾。この時も町総代を介して各戸に参加を促したところ、先述した前年の祝賀会より多い六六人の会員を集めたが、それでも草津南町全戸の二割ほどであった⁽⁴⁸⁾。個別の歓送迎は盛んに行われていたものの、公的な送別会への参加に対して町民の出席率が高くなかったことをうかがえる。

盧溝橋事件での衝突を引き金として日中戦争が始まると、大陸へ多くの部隊が送り出され、そうした兵士たちへ慰問状・慰問品送付、さらに現地への慰問が推奨された。昭和十四年に広島県下の郷土部隊に送る慰問袋が募集された際には、草津南町から二〇三袋、箱にして十五の慰問袋を供出した⁽⁴⁹⁾。

供出した戸数や人数が定かでないが、一戸一袋を集めたとして六〜七割の家
庭から出されたことになる。

一方で、現地軍への慰問については、同年に広島県学務部長から次のよう
な注意が出された。

【資料二】⁽⁵⁰⁾ (傍線は筆者による)

今次事変ニ際シ、各地方ヨリ現地慰問者ヲ派遣シテ、派遣軍将兵ヲ慰
問激励スルト共ニ、銃後ト出征部隊トノ連繫ニ努メ、多大ノ効果ヲ収メ
ツツアルモ、陸軍省ヨリノ通牒ニヨレハ、之等慰問者中ニハ陸軍省及内
地ニ於ケル軍部関係主任者ニ何等ノ連絡モナク、又ハ軍人個人ノ紹介ヲ
以テ漫然皇軍慰問ト称シ渡支ノ上、各部隊ニ種々ノ便宜ヲ強要スルモノ、
或ハ二、三ノ部隊ヲ形式的ニ慰問シ、他ハ自己ノ視察、見学、個人関係
ノ慰問等ニ終始シ為ニ却テ将兵ノ鬱蹙反感ヲ買フモノ等跡ヲ絶タス、斯
ノ如キ慰問者ノ行動ハ只ニ軍ヲ益セザルノミカ、却テ軍ニ幾多ノ迷惑ヲ
懸ケアルヲ以テ、之等ノ派遣ニハ人選ヲ嚴重ニシ、必ズ師団經由陸軍省
ニ連絡ノ上実施スル様指示ノ次第モ有之、尚慰問ハ後方部隊ヨリモ寧ろ
第一線將兵ノ慰問ヲナスコトニ努メ、又郷土部隊慰問ノ為各種団体等ヨ
リ演芸人ヲ派遣スル計画アル場合ハ、予メ(少クモ二ヶ月以前ニ)連絡
アリタキ旨、安田部隊ヨリ申来候条、充分御含ミノ上御配意相成度、又
各種団体ニ対シテモ此旨徹底セシメラレ度候也、(後略)

ここで述べられているとおり、正式な手続きを取っていない者、漫然と慰
問し軍側に様々な便宜を強要する者、形式的にのみ慰問した他は個人的な目
的に終始する者などが続出していた。さらには、後半の傍線部にあるように、
危険な前線部隊を避けて後方部隊へ慰問が偏ったり、無断で演芸人を同行し
たりと、現地への慰問に関し多くの問題が発生していたことがうかがえる。
それらは現地の兵士らの鬱蹙、反感を生み出し、かえって前線と銃後の連
携を妨げる要因となったことから、陸軍省としても事態を重く見たようであ
る。

こうした歓送迎や慰問への態度は、戦争や前線の兵士らに対する人々の関
心の希薄さの現れであると同時に、行政及び町がこの時点で銃後の態勢を統
制しきれない事実を露顕させたものと言えよう。個別の送別会で競争的
に華美を誇る傾向があった一方で、町主催で広く参加者を募った祝賀会への
参加は、全戸数の一〜二割の人数に止まっていた。慰問活動に関しても、慰
問袋はある程度の成果を挙げたが、現地部隊の慰問にあたっては個人的な目
的、要望を優先しての問題が多発していた。少なくとも盧溝橋事件から二年
を経た昭和十四年頃の段階で、市民への戦時態勢の徹底が十分に行っていな
かったことが指摘される。

ここまでに昭和戦前期の市民の様相について考察した。神宮大麻・暦の頒
布、神社の巡拝、青年学校の出席率などでは、国民精神総動員運動や青年学
校の義務化といった政治的背景をもって推し進められたと思われる例が見受
けられた。市民もこれに概ね従っていたようだが、その一方で市が苦言を呈
した不本意な参拝者の存在、公的に開催された祝賀会への参加率の低さ、現
地部隊への慰問に際して続発した諸問題のように、銃後の人々が必ずしも行
政や町からの期待に積極的に応じようとする姿勢にあつた訳ではなかった。
市・町も、これらの市民を戦時体制の下でより統制する必要があるなかで、
その対応に苦慮していたようである。

むすび

本論では、広島市と草津町の合併後、満州事変、盧溝橋事件を経て全面的
な戦時体制に移行していく過渡期にあたる、昭和四〜十四年の草津南町総代
の事務書類綴五本の文書を中心に、同町の会計の推移から当時町が重点を置
いていた事業と、それに対する市民の姿勢を明らかにしてきた。草津南町で
は、軍人優待費のように当時の時勢を反映したものに加え、神社費、青年学
校補助費、表彰費に充てられる金額が大きな割合を占めた。これらの用途の
性質として、町民の精神、思想、信仰に大きく関わるものであつたという共
通点を見出すことができる。実際にどれほどこの点が意図されていたかは定
かでないが、昭和戦前期の町には、町民らの精神的な結末、統率を向上させ、

地縁関係の基盤をより強固にする役割が期待されていたと考えられる。

これに対し、当時の人々の動向を見ると、神宮大麻・暦の頒布、神社参拝への非積極的な姿勢、また、町単位での入宮祝賀会への参加率の低さと現地部隊の慰問に臨む態度など、行政側の企図に沿わない動きも見られた。日中開戦以後、国民精神総動員運動の展開などで国民の戦意高揚が図られていたが、銃後の人々が必ずしも従順な姿勢でそれを受け入れていた訳でなく、昭和十四年の時点で戦時体制下での統制が十分に徹底されていなかったことがわかった。

要するに、信仰、教育、表彰などを元に地縁的なつながりを強化し、町民の統制を進めることが町、ひいてはその責任者である総代に期待された役割であったと思われる、町が会計上重点を置いた分野に関する数字で表面上ある程度の成果を挙げていた。しかし、実際市民にそれらの趣旨が完全に浸透されていたとは言えず、行政及びその末端組織として位置づけられた町の指向性と人々の意識や実情との間に差異が生じていたことがうかがえる。それ故に、参拝や慰問など、諸所で新たな問題を生じさせる結果になっていたのだろう。

昭和十六年三月に町総代の制度が廃され、代わって広島市町内会、隣組が結成されたことで、以後これらが行政の末端的役割を担い、より強力な戦時の総動員体制が敷かれていく⁽⁵⁾。しかし、町内会時代の草津南町と広島市の状況を伝える資料が十分に残されていないため、新たな体制が草津南町にどのような影響を及ぼしたかを具体的に明らかにすることはできない。また、今回十分に紹介できなかったが、広島市公文書館が所蔵する旧町村の役場文書群にも同時期の資料が含まれている。これらの情報と組み合わせることでより当時の状況が解明されると思われるが、それについては今後の研究の進展を期待したい。

- 註
- (1) 資料③「防空演習費用割宛」、資料⑤「昭和拾参年度神社費表」ほか。
- (2) 広島市編・発行『新修広島市史 第一巻』昭和三十六年、四五二頁・五五一頁、同前『新修広島市史 第二巻』昭和三十三年、六九五頁。
- (3) 同前『新修広島市史 第二巻』五五一頁。
- (4) 同前『新修広島市史 第一巻』四五二頁。
- (5) 資料③昭和十年十一月十九日付「町規約改正ノ件認可申請」
- (6) 請求番号C一九九三一一一四九
- (7) 請求番号C一九九三一一一五一
- (8) 請求番号C一九九三一一一五二
- (9) 請求番号C一九九三一一一五三
- (10) 請求番号C一九九三一一一五四
- (11) 同じく資料①の「昭和五年度南町費賦課表」から次の表4を作成した。このとおり、町内の町費を負担する全戸を一〜二七段階の等級に分類し、各等級の賦課標準額から算出した計数と、予算で計上した町費の比率から、一戸負担額を決定していた。

表4 昭和5年度南町費賦課表

級	標数	戸数	計数	1戸賦課額(円)	合計(円)
1	10,000	1	10,000	37.60	37.60
2	6,000	1	6,000	22.56	22.56
3	3,000	1	3,000	11.28	11.28
4	2,500	1	2,500	9.40	9.40
5	2,000	4	8,000	7.52	30.08
6	1,800	4	7,200	6.77	27.08
7	1,500	4	6,000	5.64	22.56
8	1,300	8	10,400	4.89	39.12
9	1,100	4	4,400	4.14	16.56
10	1,000	8	8,000	3.76	30.08
11	900	9	8,100	3.38	30.42
12	800	3	2,400	3.00	9.00
13	700	7	4,900	2.63	18.41
14	600	14	8,400	2.26	31.64
15	550	10	5,500	2.07	20.70
16	500	17	8,500	1.88	31.96
17	400	25	10,000	1.50	37.50
18	350	10	3,500	1.32	13.20
19	300	30	9,000	1.13	33.90
20	250	22	5,500	0.94	20.68
21	200	32	6,400	0.75	24.00
22	150	7	1,050	0.56	3.92
23	120	21	2,520	0.45	9.45
24	100	9	900	0.38	3.41
25	80	10	800	0.30	3.00
26	60	6	360	0.22	1.32
27	50	8	400	0.18	1.44
計		275	143,730		540.28

*資料①：「昭和5年度南町費賦課表」より作成。

- (12) 草津八幡宮とも称され、草津、古江、高須、庚午など一帯を氏子とする神社。その由来は、推古天皇の頃厳島神社とほぼ時を同じくして、草津の入江の奥に多紀理姫命を海路の守護神として祀ったことを起源とし、その後八幡神を奉祀されたと伝えられる(広島県神社誌編纂委員会編『広島県神社誌』広島県神社庁、平成六年、「草津」八幡神社)。
- (13) 資料①昭和五年三月三日付「八幡神社社務所通知」ほか。

- (14) 資料①昭和五年「八幡神社改築総工費表」。なお、八幡神社改築造営工事の必要費用は約二万円にのぼり、別途草津南町は割当てられた二四〇四円の寄付を集めなければならなかった(資料①昭和五年五月四日付「八幡神社工費援助の依頼」)。
- (15) 前掲『広島県神社誌』(草津)八幡神社
- (16) 資料④昭和十二年十二月十七日付「国民精神総動員実行機関組織二関スル件」付属文書
- (17) 狩小川村役場文書三一四「斯民会・軍人優待会費受払簿」(大正七年、同三二二六「餞別記入帳」(昭和十二年)、同三二二七「餞別及見舞記入帳」(昭和十二年)
- (18) 資料③昭和十年十二月七日付
- (19) 資料③昭和十年十二月十五日付
- (20) 資料④を見ると、七月以降の応召、入営入団兵士の通知が大幅に増加したことが読み取れる。特に七月三〇日〜八月三日の間には、草津町全体で六九人、草津南町からだけで十八人の出兵があった(昭和十二年九月七日二九日付「応召兵士見送ノ件」添付「出征兵士並出発日一覽表」より)。
- (21) 青年学校の前身にあたる青年訓練所は、大正十五年の勅令により、学校等に進学していない十六〜二〇歳までの青年の教育機関として設置され、その後昭和十年四月一日の青年学校令公布・施行を受けて実業補習学校と統合して青年学校として再編成された(広島県編・発行『広島県史 近代編2』昭和十六年、六八四頁)。なお、草津町が広島市に合併した直後の昭和五年の時点で、市内には計三二か所の青年訓練所が存在した(資料①昭和五年二月十五日付「青年訓練所の勧誘依頼」)
- (22) 前掲『広島県史 近代編2』九三八頁
- (23) 資料③昭和十年十二月十三日付「評議員会開催ノ件」でも、「青年学校銃器整備二関スル件」が議題として挙げられた。
- (24) 前掲『広島県史 近代編2』九三八頁
- (25) 前掲『新修広島市史 第一巻』四四九頁、前掲『新修広島市史 第二巻』五九七〜五九八頁
- (26) 資料①昭和四年十一月二日付「御通知」
- (27) 資料②昭和九年十二月二十二日付「篤行者調査報告書」、資料③昭和十年二月十日付「草津南町篤行者表彰式開催通知」、同年三月二七日付「功労者表彰式挙行通知」、資料④昭和十二年十一月五日付「現役・応召軍人家庭表彰二関スル件」ほか。
- (28) 資料②昭和九年九月十七日付「氏神祭の案内」ほか。
- (29) 資料②昭和九年九月二日付「市内各神社例祭二関スル件」ほか。
- (30) 資料①昭和五年二月三日付「神社祈年祭供進使参向日時ノ件」ほか。
- (31) 資料②昭和九年十一月十七日付「新嘗祭ニ付神社参拝方ノ件」ほか。
- (32) 資料②昭和九年十二月十日付「入退営奉告祭執行ニ付御通知」ほか。
- (33) 資料④昭和十二年十月十三日付「事変ニ関シ各神社ニ於テ祭祀執行ノ件」
- (34) 資料⑤昭和十四年七月十九日付「反英広島市民大会開催ニ関スル件」

- (35) 資料③昭和十年九月八日付「敬神思想涵養用印刷物配布ノ件」及び添付資料「三天祭の話」
- (36) 資料⑤昭和十四年二月二日付「日本精神発揚週間実施二関スル件」、同年八月三十一日付「興垂奉公日設定ニ関スル件」
- (37) 資料④昭和十二年神宮神部署発「神宮大麻と暦本との頒布に就いて」
- (38) 志屋村役場文書一七九「庶務往復文書綴」昭和八年十一月六日付「神宮大麻及暦頒布ニ関スル件」、同一八二「庶務一件」昭和十年十一月五日付「神宮大麻及暦頒布ニ関スル件」、同一八四「庶務一件」昭和十一年十月二〇日付「神宮大麻及暦頒布ニ関スル件」
- (39) 資料④昭和十二年十月二六日付「神社巡拝ニ関スル件」
- (40) 資料②昭和九年三月付「青年訓練所の勧誘依頼」、資料③昭和十年三月十四日付「青年訓練所の勧誘依頼」
- (41) 資料⑤「草津連絡会通信」一月号〜三月号(昭和十四年)、「草津青年学校々報」十四年一月号〜三月号
- (42) 資料⑤「草津連絡会通信」一月号〜三月号(昭和十四年)、「草津青年学校々報」十四年十月号
- (43) 資料③昭和十年四月一日付「事変功労者調査方ニ関スル件」
- (44) 資料②草津町総代連合会発「(入営者祝賀会に就て)謹告」(同年十一月二四日付「入営並入団祝賀会々員募集ノ件」添付)
- (45) 資料②昭和九年十一月二四日付「入営並入団祝賀会々員募集ノ件」
- (46) 資料②昭和九年「入営入団祝賀会入会者氏名」、同年十一月二八日付「(入営者祝賀会員会費)領収証」
- (47) 資料③「入営兵士歓送ニ就テ」(昭和十年十二月十日付「入営者歓送について」添付)
- (48) 資料③「入営祝賀会入会者氏名(昭和十年十二月二日付「入営祝賀会々員募集ノ件」添付)、同年十二月十五日付「(入営兵士祝賀会費)領収証」
- (49) 資料⑤昭和十四年七月十日付「慰問袋募集ノ件」、同年八月四日付「慰問袋發送通知書」
- (50) 資料⑤昭和十四年五月二日付「現地皇軍慰問者派遣ニ関スル件」中の広島県学務部長通牒より。
- (51) 前掲『新修広島市史 第一巻』五五二頁、被爆七〇年史編集研究会編『広島市被爆七〇年史、あの日まで』そして、あの日から 1945年8月6日、広島市、平成三〇年、一五七頁